

「学校における整形外科的運動器検診事業」の実施について

近年児童・生徒の健康に関する問題は多様化しており、運動器に関しましても様々な障害を抱えてきて少年期の心身の健全な発育・発達の妨げになっています。また、現在学校で実施されている定期健康診断は内臓器の検診が主体であり、運動器である骨、筋肉、関節、靭帯、腱などの運動による外傷・障害については、学校現場では未然に予防する手立てが講じられていない現状です。そこで本校では、「宮崎市郡医師会」「宮崎県整形外科医会」並びに「宮崎大学医学部附属病院整形外科」などの協力をいただきながら、「運動器の10年・日本委員会」が主体に展開している標記事業（2007～2015）を取り入れて、定期健康診断の際に併せて運動器の検診を実施し、運動における外傷・障害の早期発見、早期診断、早期治療ならび運動不足・肥満などによる運動器機能不全症の改善に努めておりました。

なお、この検診事業は宮崎市教育委員会の後援を得て実施しておりました。

記

○ 定期健康診断における運動器検診実施の概要

- 1 検診実施の意図：児童・生徒の運動器（骨、筋肉、関節など）に関する外傷・障害の早期発見、早期診断、早期治療ならび運動不足などによる運動器機能不全症の改善を図る。
- 2 検診の実施日及び会場：各学校における定期健康診断の場で実施
- 3 実施学年： ※実施対象一覧を参照
- 4 検診の実施方法
 - (1) 問診票 事前に各家庭に問診票を配布しますので記入し検診日前日までに担任に提出
 - (2) 一次検診 学校医または整形外科医が定期健康診断の場で直接検診を実施
 - (3) 問診票ならび一次検診の結果、更に検査が必要な児童・生徒には、医療機関の受診及びレントゲンなど精密検査の実施を促す文書を送付
 - (4) 二次検診 二次検診の必要な児童・生徒については、保護者が医療機関での精密検査を受診
- 5 その他
問診票ならび一次検診ともに保護者の金銭的な負担はありません。
二次検診からの経費は保護者負担となります。

【個人情報保護規約】

今回の運動器検診に関してご記入頂いた個人情報は、お取扱いには充分注意し、また運動器検診以外での目的には使用いたしません。